

○草津市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年10月1日

告示第214号

改正 平成23年6月1日告示第133号

平成25年4月1日告示第86号

平成27年2月6日告示第22号

平成27年12月28日告示第322号

平成29年4月1日告示第111号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき、法第4条第1項に規定する障害者または同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付または貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目および給付等の対象者)

第2条 給付等の対象となる用具の種目、障害の程度、用具の特性（性能）、耐用年数および給付等を行う用具の購入または賃貸借に要する費用の基準となる額（以下「基準額」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

2 用具の給付等を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する在宅の障害者等で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別表障害程度の欄に掲げるものとする。ただし、草津市が援護の実施者となっている場合は、市長が必要と認めた場合に限り、対象者とするすることができる。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）第1条に掲げる疾病である者（以下「難病患者等」という。）

3 前項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令等の規定により、この告示に基づく用具と同等の用具の給付等を受けることができる場合または施行令第43条の2第1項に規定する者の所得が同条第2項に規定する基準以上である場合は、対象としない。

（給付等の申請）

第3条 用具の給付等を受けようとする障害者等（これを現に扶養している者を含む。）は、日常生活用具給付申請書（別記様式第1号）を福祉事務所長に提出するものとする。

（給付等の決定）

第4条 福祉事務所長は、前条の申請書を受け付けたときは、障害者等の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況等を実地に調査し、用具の給付等を行うかどうかを決定するものとする。なお、決定を行う場合は、必要に応じて滋賀県障害者更生相談所長の意見を聴くものとする。

（決定通知）

第5条 福祉事務所長は、用具の給付等を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書（別記様式第2号）（点字図書の給付の場合を除く。）を、その申請を却下することとした場合には、日常生活用具却下通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。

（用具の給付等）

第6条 福祉事務所長は、用具の給付等を行う場合には、用具の製作もしくは販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 福祉事務所長は、業者の選定に当たって、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案のうえ決定するものとする。

3 福祉事務所長は、点字図書の給付に当たっては、草津市障害児・者点字図書給付事業実施要綱（平成12年草津市告示第127号）に定めるところによるものとする。

4 現に用具の給付を受けている者は、原則として同一の用具の給付にかかる申請はできないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りではない。

(1) 給付日から別表耐用年数欄に規定する年数（以下「耐用年数」という。）を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合

(2) 耐用年数を経過した後に、修理不能の場合または再交付の方が部品の交換よりも真に合理的、効果的であると認められる場合

(3) 操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障害者等の用具の使用効果が向上する場合

5 用具の貸与期間は、貸与を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与を受けた者が施設等に入所、その他の事情により用具を必要としなくなる場合は、この限りでない。

（費用の負担および支払い）

第7条 用具の給付等を受けた者（これを現に扶養している者を含む。以下同じ。）は、負担能力に応じて用具の購入または賃貸借に要する費用の一部を直接業者に支払わなければならない。この場合において、負担すべき費用の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第2項に係る費用とする。

2 用具の給付等を受けた障害者等は、用具を納付する業者に日常生活用具給付券（別記様式第4号）に添えて、前項により負担することとされている額を当該業者に支払うものとする。

3 福祉事務所長は、用具を納付した業者からの請求により、給付等に必要用具の購入または賃貸借に要した額から前項により用具の給付等を受けた者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

4 前項による費用の請求は、日常生活用具給付券を添付して行うものとする。

（用具の管理）

第8条 用具の給付等を受けた障害者等は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

2 前項の規定に違反した場合、福祉事務所長は、当該給付等に要した費用の全部また

は一部を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第9条 福祉事務所長は、用具の給付等の状況を明確にするため日常生活用具給付貸与台帳を整備しておくものとする。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(草津市身体障害者等の補装具および日常生活用具の交付に係る負担金を免除する要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 草津市身体障害者等の補装具および日常生活用具の交付に係る負担金を免除する等の要綱(昭和56年草津市告示第84号)

(2) 草津市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成12年草津市告示第128号)

(3) 草津市重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成12年草津市告示第125号)

(経過措置)

3 この要綱の施行前に改正前の前項各号の要綱の規定によりなされた申請については、なお従前の例による。

付 則(平成23年6月1日告示第133号)

この要綱は、平成23年6月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則(平成25年4月1日告示第86号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成27年2月6日告示第22号)

この要綱は、平成27年2月6日から施行する。

付 則(平成27年12月28日告示第322号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

付 則（平成 29 年 4 月 1 日告示第 111 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

日常生活用具項目表

種目	障害程度	用具特性（性能）	耐用年数	基準額（円）
介護・訓練支援用具	<p>特殊寝台</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 18歳以上の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの</p> <p>(2) 18歳以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者</p>	<p>腕・脚等の訓練のできる器材を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの</p>	8年	154,000
特殊マット	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 18歳以上の常時介護を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害1級のもの</p> <p>(2) 3歳以上18歳未満の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの</p> <p>(3) 3歳以上の者で、療育手帳Aのもの</p> <p>(4) 3歳以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者</p>	<p>じょくそうの防止または失禁等による汚染もしくは損耗を防止できる機能を有するもの</p>	5年	19,600

特殊尿器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の常時介護を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害1級のもの (2) 原則として学齢児以上の難病患者等で、自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等または介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
入浴担架	3歳以上の入浴に介助を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
体位変換器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の下着交換等に介助を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの (2) 原則として学齢児以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者	介護者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
移動用リフト	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 3歳以上の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの	介護者が障害者等を移動させるのに容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000

		(2) 3歳以上の難病患者等で、下肢または体幹に障害のある者			
訓練い す		3歳以上18歳未満の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100
訓練用 ベッド		次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上18歳未満の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの (2) 原則として学齢児以上18歳未満の難病患者等で、下肢または体幹に障害のある者	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
自立 生活 支援 用具	入浴補助用具	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 3歳以上の入浴に介助を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害6級以上のもの (2) 3歳以上の難病患者等で、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等または介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000
	便器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の者で、下肢、体幹ま	障害者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を	8年	便器 4,450 手すり

	<p>たは移動機能障害2級以上のもの</p> <p>(2) 原則として学齢児以上の難病患者等で、常時介助を必要とする者</p>	<p>伴うものを除く。</p>		<p>5, 4 0</p> <p>0</p>
T字・棒状のつえ	<p>平衡機能障害5級以上または下肢、体幹もしくは移動機能障害6級以上の者</p>	<p>歩行を補助するもの</p>	<p>3年</p>	<p>3, 5 8</p> <p>0</p>
移動・移乗支援用具	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 3歳以上の家庭内の移動等に介助を必要とする者で、平衡機能障害5級以上または下肢、体幹もしくは移動機能障害6級以上のもの</p> <p>(2) 3歳以上の難病患者等で、下肢または体幹に障害のある者</p>	<p>次に掲げる性能を有する手すり、スロープ等</p> <p>(1) 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>(2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	<p>8年</p>	<p>6 0, 0</p> <p>0 0</p>
頭部保護帽	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 平衡機能障害5級以上または下肢、体幹もしくは移動機能障害6級以上の者</p> <p>(2) てんかん発作等により頻繁に転倒する者で、療育手帳Aのもの</p>	<p>転倒の衝撃から頭部を保護できるもの</p>	<p>3年</p>	<p>3 7, 8</p> <p>5 2</p>

特殊便器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の者で、上肢障害2級以上のもの (2) 原則として学齢児以上の者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な療育手帳Aのもの (3) 原則として学齢児以上の難病患者等で、上肢に障害のある者	足踏ペダルなどで温水温風を出し得るものであって、障害者等を介護している者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200
火災警報器	火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 身体障害者手帳2級以上の者 (2) 療育手帳Aの者 (3) 精神障害者保健福祉手帳2級以上の者	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
自動消火器	火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者で、次の各号のいずれかに該当するもの	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700

	(1) 身体障害者手帳 2 級以上の者 (2) 療育手帳Aの者 (3) 精神障害者保健福祉手帳 2 級以上の者 (4) 難病患者等			
緊急通報装置	緊急事態の際に迅速な行動が困難な重度障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者で、身体障害者手帳 2 級以上の者	障害者等が容易に使用し得るもの	1 年レンタル	年当たり 7, 2 0 0
電磁調理器	障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 1 8 歳以上の者で、視覚障害 2 級以上のもの (2) 1 8 歳以上の者で、療育手帳Aのもの (3) 1 8 歳以上の者で、精神障害者保健福祉手帳 2 級以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	6 年	4 1, 0 0 0
歩行時間延長信号機用小型送信機	原則として学齢児以上の者で、視覚障害 2 級以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	1 0 年	7, 0 0 0
聴覚障害者用	聴覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属するもの	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	1 0 年	8 7, 4 0 0

	屋内信号装置	る者で、聴覚障害2級のもの（日常生活上必要と認められる世帯である場合に限る。）			
在宅療養等支援用具	透析液加温器	3歳以上の者で、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う腎臓機能障害3級以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
	ネブライザー(吸入器)	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の者で、呼吸器機能障害3級以上のもの (2) 原則として学齢児以上の難病患者等で、呼吸器機能に障害のある者 (3) その他市長が必要と認める者	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000
	電気式たん吸引器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の者で、呼吸器機能障害3級以上のもの (2) 原則として学齢児以上の難病患者等で、呼吸器機能に障害のある者 (3) その他市長が必要と認める者	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	56,400
	酸素ボンベ	医療保険による在宅酸素療	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	17,000

ンベ運 搬車	法を行う者で、次の各号の いずれかに該当するもの (1) 呼吸器機能障害3級 以上の者 (2) 人工呼吸器の装着が 必要な者で、市長が必要 と認めるもの	るもの		00
盲人用 音声式 体温計	視覚障害者のみの世帯また はこれに準ずる世帯に属す る者で、視覚障害2級以上 のもの	障害者等が容易に使用し得 るもの	5年	9,000
盲人用 体重計	視覚障害者のみの世帯また はこれに準ずる世帯に属す る者で、視覚障害2級以上 のもの	障害者等が容易に使用し得 るもの	5年	18,000
視覚障 害者用 音声血 圧計	血圧管理を必要とする視覚 障害2級以上の者（1世帯 1台に限る。）	障害者等が容易に使用し得 るもの	5年	15,000
動脈血 中酸素 飽和度 測定器 (パル スオキ シメー ター)	次の各号のいずれかに該当 する者 (1) 呼吸器機能障害3級 以上の者 (2) 難病患者等で、人工呼 吸器の装着が必要な者 (3) 人工呼吸器の装着が 必要な者等で、市長が必要 と認めるもの	障害者等が容易に使用し得 るもの	5年	157,500
排痰補	神経筋疾患等のため、常時	肺等に貯留した分泌物を効	1年レ	月当たり

	助機器 (カフ マシー ン)	または随時排痰を行う必要 がある身体障害者手帳2級 以上の者	果的に排出でき障害者等が 容易に使用し得るもの。た だし、医療保険等の適用が ある場合を除く。	ンタル	25,0 00
情報 ・意 思 疎	携帯用 会話補 助装置	原則として学齢児以上の者 で、音声機能もしくは言語 機能障害4級以上または上 肢、下肢、体幹もしくは移 動機能障害6級以上のもの	携帯式で、言葉を音声また は文章に変換する機能を有 し、障害者等が容易に使用 し得るもの	5年	98,8 00
通 支 援	情報・通 信支援 用具	原則として学齢児以上の者 で、上肢障害2級以上また は視覚障害2級以上のもの	障害者等向けのパソコン周 辺機器またはアプリケーシ ョンソフト	6年	100, 000
用 具	視覚障 害者用 テレビ が聞け るラジ オ	視覚障害2級以上の者	地上デジタル放送、ラジオ 放送および緊急地震速報を 受信し、音声で読み上げる 等の機能を有するもので、 障害者等が容易に使用し得 るもの	6年	29,0 00
	点字デ ィスプ レイ	視覚障害2級以上および聴 覚障害2級以上の者	文字等のコンピューターの 画面情報を点字等により示 すことのできるもの	6年	383, 500
	点字器 (標準 型)	視覚障害6級以上の者	1行が32マス、18行で 両面書のものであり、触覚 で識別できる凸点を組み合 わせて構成される点字を打 つための用具	7年	10,7 12
	点字器 (携帯 用)	視覚障害6級以上の者	4行または12行で片面書 のものであり、触覚で識別 できる凸点を組み合わせて	5年	7,41 6

		構成される点字を打つための用具		
点字タイプライター	本人が就労もしくは就学している、または就労が見込まれる視覚障害2級以上の者	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	63, 100
視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生）	原則として学齢児以上の者で、視覚障害2級以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式による録音および当該方式により録音された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	85, 000
視覚障害者用ポータブルレコーダー（再生専用）	原則として学齢児以上の者で、視覚障害2級以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式により録音された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	48, 000
視覚障害者用活字文書読上げ装置	原則として学齢児以上の者で、視覚障害2級以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	99, 800
視覚障害者用	原則として学齢児以上の者で、本装置により文字等を	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置く	8年	198, 000

拡大読書器	読むことが可能になる視覚障害6級以上のもの	ことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの		
盲人用時計（触読式）	視覚障害2級以上の者	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	10,300
盲人用時計（音声式）	視覚障害2級以上の者	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	13,300
人工内耳用外部装置	現に人工内耳を装着している聴覚障害6級以上の者	スピーチプロセッサなど外部装置で障害者等が容易に使用し得るもの（買替え時に限り電池も含む。）	5年	300,000
聴覚障害者用通信装置	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の者で、聴覚障害6級以上のもの (2) 発声・言語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として市長が必要と認めるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	71,000
聴覚障害者用情報受信装置	本装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障害6級以上の者	字幕および手話通訳付きの聴覚障害者用番組ならびにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚	6年	88,900

			障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者等が容易に使用し得るもの		
人工喉頭（笛式）	音声機能障害 3 級の者		呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き、構音化するもの	4 年	8, 3 4 3
人工喉頭（電動式）	音声機能障害 3 級の者		顎下部等にあてた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5 年	7 2, 2 0 3
点字図書	点字による情報の入手が必要な視覚障害 6 級以上の者		点字により作成された図書。年間 6 タイトルまたは 2 4 巻を限度とする。	—	—
排泄管理支援用具	ストーマ装具（蓄便袋）	直腸機能または小腸機能障害 4 級以上の者	主材は、ラテックスまたはプラスチックフィルムとし、低刺激性の粘着剤を使用した密封型または下部開放型の収納袋（皮膚保護材等を含む。）	—	月当たり 8, 8 5 8
ストーマ装具（蓄尿袋）	ぼうこう機能障害 4 級以上の者		主材は、ラテックスまたはプラスチックフィルムとし、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップが付いているもの（皮膚保護材等を含む。）	—	月当たり 1 1, 6 3 9
紙おむつ等	次の各号のいずれかに該当する者		紙おむつ等	—	月当たり 1 2, 0

		<p>(1) ストーマ装具の使用が困難な者</p> <p>(2) 脳原性運動機能障害等により排尿排便意思表示が困難な者</p> <p>(3) 先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある者</p> <p>(4) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者</p>			00
	収尿器	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) ぼうこう機能障害4級以上の者</p> <p>(2) 脊椎損傷等による排尿機能障害（特に失禁のある場合）のある者</p>	ラテックス製またはゴム製のものであり、採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの	—	<p>男性用</p> <p>7, 93</p> <p>1</p> <p>女性用</p> <p>8, 75</p> <p>5</p>
住	居室生活動作補助用具	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 下肢、体幹または移動機能障害3級以上の者。ただし、特殊便器への取替えは、原則として学齢児以上の者で、上肢障害2級以上のもの</p>	<p>障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの</p>	1回限り	200,000

	(2) 難病患者等で、下肢または体幹に障害のある者		
--	---------------------------	--	--

別記

様式第1号(第3条関係)

日常生活用具給付申請書

年 月 日

草津市福祉事務所長 宛

申請者
住 所
氏 名 ㊟
個人番号
(対象者との続柄)
(TEL)

草津市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱第3条の規定に基づき下記のとおり申請します。なお、利用者負担を確認するため、私、私の配偶者および私の扶養義務者の所得税および市県民税に関する課税台帳等を草津市職員が閲覧することを承諾します。

対象者	氏 名	個人番号:	男・女	生年月日	年 月 日	日生 (歳)
	住 所					
	身体障害者手帳番号	県第	号	年 月 日	交付	
	障 害 名				障害等級	級
	施設入所希望の有無	希 望(施設)、希望しない				
世帯員の状況	氏 名	対象者との続柄	生 年 月 日	備考(対象者に対する介護の状況)		
給付を希望する理由						
現在住まいの状況	住 宅	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)	浴 槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便 器	1 和式 2 洋式 3 携帯用
現在の介護の状況	入 浴	1 他人の介護を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる	排 便	1 他人の介護を必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる		
給付を受けたい用具の名称		希望する型式規格等				
備 考						

様式第2号(第5条関係)

日常生活用具給付決定通知書					
様					年 月 日
草津市福祉事務所長					
さきに申請のありました日常生活用具給付につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。					
給付番号	第 号	給 付 決定年月日	年 月 日		
対象者氏名					
給付(貸与) する用具名			納入業者名		
			納入業者の 住 所		
価 格	円	自己負担額	円	公費負担額	円
注意事項	<p>1 用具は、対象者が費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものですから、自己負担額として支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る時に支払ってください。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供することはできません。</p> <p>3 2に違反した場合は、費用の全部または一部を弁償していただくことがあります。</p> <p>4 貸与された用具を必要としなくなったときは、速やかに返還してください。</p>				

様式第3号(第5条関係)

却 下 通 知 書

第 号
年 月 日

様

草津市福祉事務所長

年 月 日に申請された日常生活用具の給付について、下記の理由により
却下することになりましたので通知します。

1 却下の理由

様式第4号(第7条第2項関係)

日常生活用具給付券			
①給付番号	第 号	②給付決定 年月日	年 月 日
③対象者氏名		④生年月日	年 月 日
⑤住 所			
⑥保護者氏名 (対象者が児童の場合)		⑦対象者との 続柄	
⑧給付する用具名 (形式等)	⑨価 格	⑩自己負担額	⑪公費負担額
蓄便袋	円	円	円
⑫納入業者名		⑬納入業者 の住所	
⑭この券の 有効期限	受給者が業者に提示する期限		年 月 日
	業者の公費支払請求期限		年 月 日
上記のとおり決定する。 年 月 日 草津市福祉事務所長			
⑮業者の納入した日	⑯給付を受けた者より 受領した額		⑰受領業者名及び年月日
年 月 日	円		印 年 月 日
⑱用具 受領者 確認欄	⑲	⑲検取者	職 名
			氏 名
⑳その他 特記事項			

別記様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第7条第2項関係）